

# 社会福祉法人制度改革の要点

## 「社会福祉充実残高」の算出義務化

■ AGS 税理士法人 / 株式会社 AGS コンサルティング 税理士  
医療経営士 1 級・介護福祉経営士 1 級 (試験合格)

宮澤 綾子

### 社会福祉法人制度改革の背景とは

平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、平成 29 年 4 月 1 日より改正社会福祉法が施行されました。

社会福祉法を根拠法として、同法に定める社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人が、社会福祉法人です。社会福祉法人は、法人税法においては公益法人等に該当するため、社会福祉事業である児童福祉事業や老人福祉事業のみを営む場合には法人税は課税されませんが、これら以外に、収益事業に該当する収入がある場合には、法人税の申告納付が必要となります。

少子高齢化が進み、高齢者福祉、児童福祉のニーズが多様化している中、社会福祉法人は社会福祉事業の中心的な担い手としての重要性

が高まっています。しかし、一方では、地域社会への貢献が十分でない法人や、同族経営が行われ経営が不透明である法人が存在するなど、一部の社会福祉法人の運営に対する指摘がなされていました。

そこで、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底し、国民に対する説明責任の履行、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する等の観点から今回の社会福祉法人制度の見直しが行われました。

### 内部留保の問題から財務規律強化の流れに

具体的な改正の内容は、(1) 経営組織のガバナンスの強化 (2) 事業運営の透明性の向上 (3) 財務規律の強化 (4) 地域における公益的な取組を実施する責務 (5) 行政の関与の在り方の見直し——の 5 つとなっています。この中の (3) 財務規

律の強化については、社会福祉法人のいわゆる内部留保の問題が指摘されていたことを踏まえ、内部留保の明確化・社会福祉充実残高の社会福祉事業用への計画的な再投資を目的としたものになります。

具体的には、社会福祉法人が保有する財産について事業継続に必

要な「控除対象財産」を控除したうえで、社会福祉充実残高(再投下可能な財産)を算定し、その結果、社会福祉充実残高が生じる場合には、社会福祉充実計画(社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画)を策定することが義務付けられました(図 1)。

図 1 社会福祉充実残高の算定式

$$\text{社会福祉充実残高} = \text{①活用可能な財産} - \left( \begin{array}{l} \text{②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等} \\ + \\ \text{③再取得に必要な財産} \\ + \\ \text{④必要な運転資金} \end{array} \right)$$

①活用可能な財産 =

資産 - 負債 - 資本金 - 国庫補助金等特別積立金

②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」=

財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額 - 対応基本金 - 国庫補助金等特別積立金 - 対応負債

③「再取得に必要な財産」=

ア【将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額 × 建設単価等上昇率) × 一般的な自己資本比率 (%)

+

イ【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額 × 一般的な大規模修繕費用割合 (%)) - 過去の大規模修繕に係る実績額

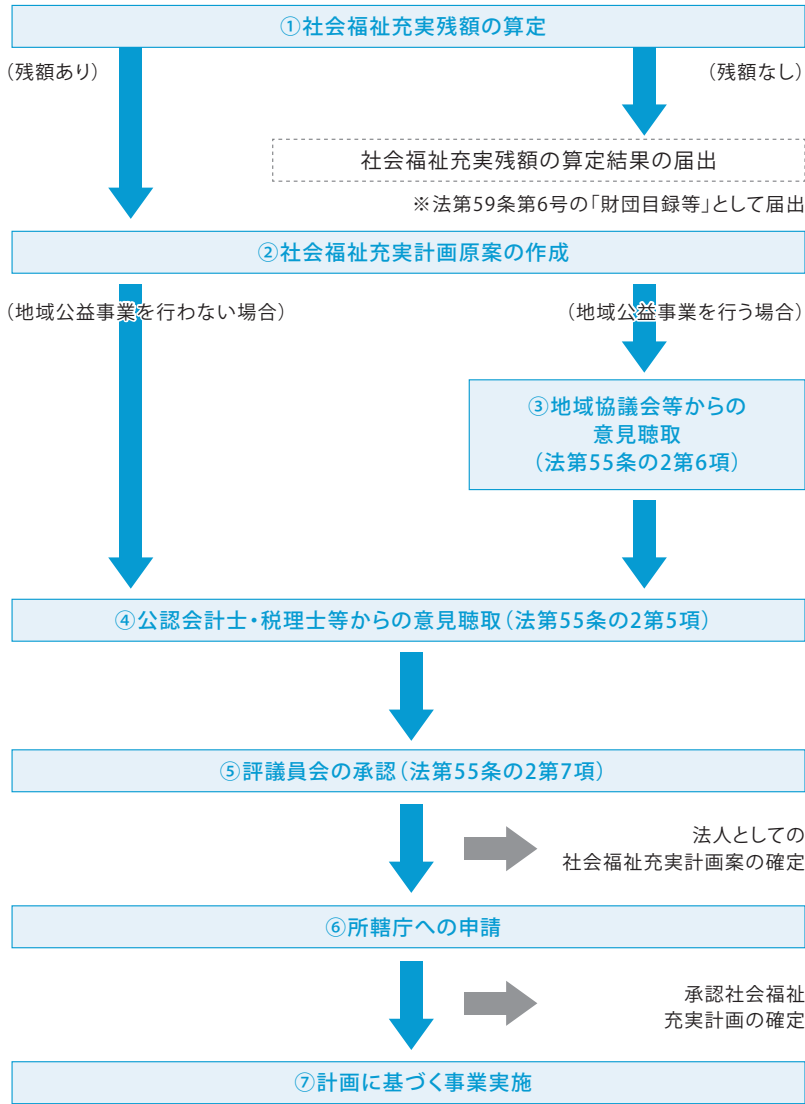
+

ウ【設備・車両等の更新に必要な費用】

減価償却の対象となる建物以外の固定資産 (②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額

④「必要な運転資金」= 年間事業活動支出の 3 月分

図2 社会福祉充実計画策定の流れ



社会福祉充実計画の策定の流れと手続き

社会福祉充実計画については、社会福祉法第55条の2において規定がなされており、毎会計年度において、「資産から負債を控除した額」が「事業継続に必要な財産」の額を超えるときは、既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画を作成し、これを所轄庁に提出して、その

承認を受けなければならない、とされています。原則として5年間で社会福祉充実財産の全額を活用する内容とし、公認会計士、税理士等への意見聴取（地域公益事業を行う場合には地域協議会への意見聴取）、評議員会の承認を経て所轄庁へ申請・承認を受けることとなります。（図2）

所轄庁では、関係者への意見聴取を経て申請がなされていることを

踏まえ、▽計画に必要事項が記載されているか、▽計画が適正に行われているか、▽計画に著しく合理性を欠く内容が含まれていないか、▽内容が含まれていないか、について審査されることとなります。また、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能とされています。

社会福祉充実財産の算定は平成

28年度決算で行われ、社会福祉充実残高が生じる法人においては平成29年度より社会福祉充実計画の策定を行うことが必要となります。（5）行政の関与の在り方においても会計監査人による会計監査や、公認会計士、税理士等の支援を受けた法人で要件を満たすものについては所轄庁による通常の指導監査の周期の延長が可能とする措置を予定しており、今後、社会福祉法人における公認会計士、税理士等の役割や責任が、二層、大きく変わっていくものと考えられます。

宮澤 綾子

AGS税理士法人／株式会社AGSコンサルティング 税理士  
 医療経営士1級・介護福祉経営士1級（試験合格）

● みやざわ・あやこ

埼玉県出身。

大学卒業後、株式会社フェーズワンにて医療者向けWEBコンテンツの運営、人材紹介事業に従事。

その後、東日本税理士法人を経て、2017年よりAGS税理士法人／株式会社AGSコンサルティングに入社。

医療経営士1級（試験合格）、介護福祉経営士1級（試験合格）、診療報酬請求事務能力検定試験合格。